

# 誰もが利用しやすい図書館を目指して —障害のある学生・教職員へのサービス—

飯塚 潤一 (筑波技術大学)

## 1. はじめに

“障害者差別解消法”(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)<sup>1)</sup>が 2016 年 4 月に施行されて、大学附属図書館もその対応が求められている。同法を図書館に当てはめて簡単に言えば、

図書館利用に関して、障害のある学生・教職員を差別してはいけません。当該学生・教職員とよく相談し、利用に支障がないよう環境整備してください。ただし、図書館運営・業務に無理のない範囲で。

と言える。また、平成 30 年版 障害者白書(第 1 章 第 4 節 9. 教育の振興)<sup>2)</sup>にも

障害学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、適切な支援ができる環境の整備に努める。

と記載されている。本稿では、同法の概要を紹介するとともに、図書館における具体的な対応方法などを提案する。

## 2. 高等教育機関で学ぶ障害学生

### 2.1 障害学生の在籍者数

日本の高等教育機関(大学・大学院、短大、高専)で学ぶ身体に障害のある学生(以下、障害学生)は、2018 年 5 月現在、33,812 人(2017 年 5 月と比較して 2,608 人増)、全学生数(321 万人)に占める障害学生の在籍率は 1.05% と、はじめて 1% を上回った(図 1)<sup>3)</sup>。

また、大学 785 校に対しては、障害学生が在籍している学校数は 678 校(全大学の 86.4%) で、多くの学校に障害学生が在籍していることがわかる。障害種別では、視覚障害が 808 人、聴覚・言語障害が 1,837 人、肢体不自由が 2,357 人、病弱・虚弱が 9,594 人、発達障害が 5,063 人、精神障害が 8,261 人などとなっている(図 2)。

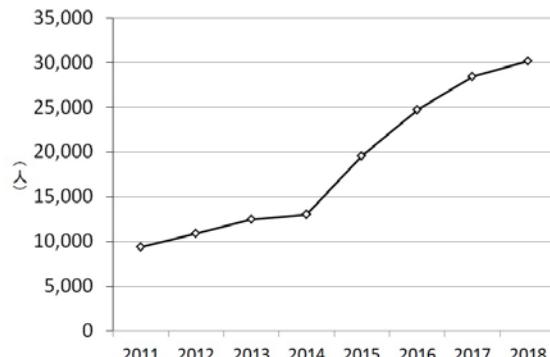


図 1 障害学生の在籍者数の推移

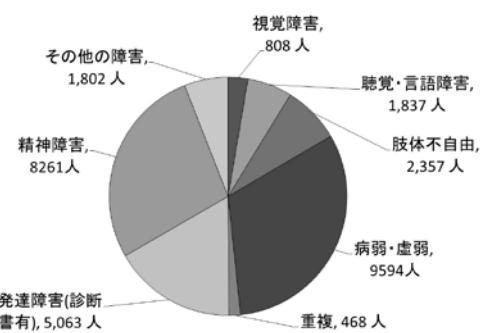


図 2 障害別在学生数(2018 年)

## 2.2 障害学生に対する支援体制

上述の調査<sup>3)</sup>によれば、大学等に「対応要領または基本方針、規程等がある」は 464 校、「2018 年度中に策定予定である」の 49 校を合わせると 513 校(65.3%)となり、6 割以上が何らかの規程等を持っていることになる。また、障害学生支援に関する「専門委員会を設置」は 336 校、「他の委員会が対応」の 376 校を合わせると 712 校(全大学の 90.8%)となっている。大学附属図書館の対応は、対応要領や委員会の方針に準拠することになるので、その内容などを確認しておくと良い。

## 3. 図書館運営と障害者差別解消法

### 3.1 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法には、多くの法律やガイドラインがかかわっており、主なものとしては、以下のようなものがある。

障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)<sup>4)</sup>

障害者基本法<sup>5)</sup>

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(略称:基本方針)<sup>6)</sup>

障害者の雇用の促進等に関する法律(略称:障害者雇用促進法)

これらの法律の関係を図示する(図 3)。

このほかに著作権法については“著作権法の一部を改正する法律”<sup>7)</sup>として 2010 年 1 月に施行された。同法律の第 37 条第 3 項等で、障害者のための著作物利用に係る権利制限の範囲が拡大された<sup>8)</sup>。

### 3.2 図書館における障害者とは誰か

障害者差別解消法 第 2 条では『障害者』を以下のように定義している(下線および丸付き数字は筆者による)。

障害者 ①身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、②障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

①は、障害は病気やけがなどによる心身の機能障害で個人の問題であり、『医学モデル』と言われる内容である。障害者差別解消法ではこれに加えて②として、障害は社会的に発生したものと捉え、その解消には社会環境を変えることが必要と考える『社会モデル』である。この条文を図書館に書き換えると、次のようになる。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に大学図書館利用に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

図書館利用への制限を利用の流れから考えると、①入館する、②本を探す、③OPAC で蔵書・文献を検索する、④書棚から書籍を選ぶ、⑤(閲覧席で)本を読む/学習室で勉強する/PC を利用す

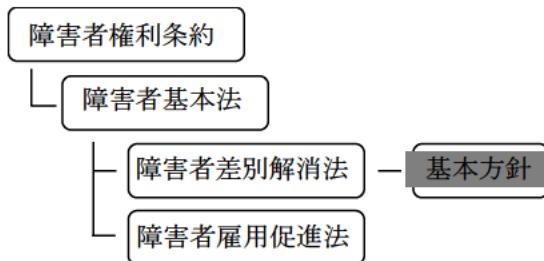


図 3 各法律の関係

る/AV ブースで DVD 等を視聴する, ⑥本や AV 教材等を借りる, ⑦図書館司書に相談する, ⑧退館する, だらうか。

これらのどこかに何らかの制限がある人を障害者とする, 視覚障害学生・教職員は②③④⑤⑥が, 車いすを利用する下肢肢体不自由学生・教職員は①④⑤⑥⑧が, 聴覚障害学生・教職員は⑤⑦

が相当する。さらに学習障害や日本語の苦手な留学生なども考慮する必要がある。これを横軸に障害別, 縦軸に図書館利用の流れを取った表にまとめてみると(表 1), どの場面で, 誰にどのような障壁があるか一読できる。

### 3.3 どのタイミングで対応するか

図書館では, 差別的取り扱いの禁止をどの時点から対応すればよいのだろうか。

障害者差別解消法 第 7 条 2(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

行政機関等は, その事務又は事業を行うに当たり, ①障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において, その実施に伴う負担が過重でないときは, 障害者の権利利益を侵害することとならないよう, 当該障害者の性別, 年齢及び障害の状態に応じて, 社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

同法では, 障害学生・教職員から, 図書館利用に何らかの障壁があるとの申立てがあつた場合に対応することになる。条文の文末は, 「しなければならない」と記されており, 『義務』である。では, 申し立てがなければ何も対応せず, 申し立てがあつてから対応策を考えればよいか, というと, そうではない。基本方針 第 5 1 環境の整備 では,

法は, ①不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改善措置(いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化, 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援, 障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)については, ②個別の場面において, 個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。

この『事前の改善措置』として, あらかじめ障害のない状態にしておくことが求められている。既存の建物・設備の利用が障壁になっている場合は, その障壁を解消・低減するためのバリアフリー対応が必要である。新規に建物・設備を作る場合は, それらの利用が障壁にならないよう, あらかじめ対策するユニバーサルデザイン対応が求められる。なお, この文末は「努めなければならない」とあるよう『努力義務』となっている。バリアフリー対応とユニバーサルデザイン対応は, 社会的障壁を解消・低減するための相補的な関係にある。さらに, 合理的な配慮と事前の改善措置もいわば両輪と言える(表 2)。

表 1 図書館利用シーンと障害別の障壁(例)

	視覚障害	聴覚障害	下肢不自由	上肢不自由	…
入館/退館する			入口の段差が超えられない	重いドアが開けられない	
本を探す OPACで検索 書棚から選ぶ	PC画面が見えない 本が選べない		高い書棚が届かない 持ち運べない	厚い/重い本が持てない	
(閲覧席で)本を読む 学習室で勉強 PC利用 AVブースで視聴		AV教材が聞こえない	机に近寄れない ブース入口に段差		
本を借りる	カウンターがわからない				
その他 トイレ 相談	トイレの場所がわからない	会話ができない	通常のトイレが使えない		

表2 合理的な配慮と事前の改善措置

該当項目	タイミング	順守	内容
合理的な配慮 第7条2	障害学生・教職員からの意 思表明があつた場合	義務	障害に応じた個別対応
事前の改善措置 第5条	不特定の障害学生・教職員 を想定して、あらかじめ	努力義務	バリアフリー、ユニバーサル デザイン

### 3.4 どの程度まで対応するか

障害者差別解消法が具体的な措置を義務づけている対象は2つに分けられている。

- ・行政機関等(国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人)
- ・事業者(商業その他の事業を行う者)

これを図書館に当てはめると次の表のようになる(表3)。

表3 各図書館と順守義務

	国立大学図書館、公立大学図書館	私立大学図書館
不当な差別的取扱いの禁止	義務	
合理的配慮の提供	義務	努力義務
基礎的環境整備	努力義務	

障害者差別解消法では、『負担が過重でないとき』、『合理的な配慮』という文言が話題になる<sup>9)</sup>。

障害者差別解消法 第7条2(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その①実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、②社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。まず、②の『合理的な配慮』は、障害者差別解消法には具体的な内容が書かれていません。しかし、基本方針に沿って作成された“対応要領・対応指針”などから、その意味するところがある程度理解することができる。これらによると、合理的な配慮とは、

障害学生・教職員個々人のニーズに応じて、図書館において過重な負担なく利用において生じる障壁を除去することを意味したもの

であることと理解できる。例えば、入口のスロープを不特定多数の利用者のために設置することは“事前の改善措置”である。一方、杖を利用する人から、自分の杖の持ち手ではない方に手すりを付けてほしいとの要望を受け、手すりをつけるのは“合理的な配慮”になる。すなわち、合理的な配慮は、障害の特性や程度、各施設の状況など応じて変わりうる多様で個別性が高いものと言える。

一方、①の『負担が過重でない』とは、行政機関などに過重な負担があるときは社会的障壁を除去する必要はない。つまり対応は重すぎないものに限られその対応は、以下の項目から判断する。

- 1.事務・事業への影響の程度、2.実現可能性の程度、3.費用・負担の程度、4.事務・事業規模、  
5.財政・財務状況

多目的トイレを例にとると、建物を新築・増築する際に最初から設計に組み入れたり(ユニバーサル

デザイン), 障害学生・教職員からの要望を受けてトイレに手すりをつけたりする(バリアフリー)。しかし, スペースの確保が難しい, 工事費用が高額になる, などから改修できない状況での設置は, 過重な負担に相当すると筆者は考える。障害学生・教職員と相談して, その意向や, 図書館の状況を総合的に検討することが必要である。

#### 4. 図書館では具体的にどう対応するか<sup>10),11),12)</sup>

##### 4.1 最初の取組み

表1に示したように, 図書館を利用する際に, 障害別にどのような障壁があるかを総論的に考えたら, 各大学個別の状況を重ね合わせる必要がある。

障壁の整理(障害学生支援室と連携) × 障害種別学生数を確認(教務課等に確認)

×図書館の利用頻度(\*)

\*:環境整備されていないので利用できない・しにくい場合が考えられるので「頻度が少ない  
=ニーズがない」とは言い切れないことに注意

これらを踏まえて, 誰のどの障壁に対応するかを決定する。

##### 4.2 当事者を交えて

障害者の参画は, 障害者権利条約にスローガンとして『Nothing About Us Without Us』(私たちのことを, 私たち抜きに決めないで)と明記されている。障害者差別解消法は, その理念を引き継いでおり, 改善案を検討する際には, 障害学生・教職員の意向を聞くことは非常に重要である。たとえば, 視覚障害と言っても, 視力/視野の程度, 歩行/移動のスキル, 先天/後天か, 支援機器の使いこなし技術, 図書/文献の文字サイズ, 等によって生じる障壁は異なり, 必要な支援は様々である。

##### 4.3 まずは基礎的環境整備から

障害者差別解消法では, 「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合」と記されているが, 障害学生・教職員から要望される前に, 図書館としてできることはやるべき, と考える。3.3で述べたバリアフリー対応, ユニバーサルデザイン対応である(表4)。

表4 バリアフリーとユニバーサルデザイン

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
入口/出口	段差解消ステップ	手すり付きの緩やかな屋根付きスロープ
カウンター, 閲覧机	低めのテーブル	低めで車いすが接近しやすいローカウンター
書架	車いすが通れる間隔, 教科書・参考図書だけは手の届く高さに配架	車いすが旋回できる広い間隔, 高さの低い書架を常設
トイレ	便器・手洗いに手すりやバーを設置	障害者用・多目的トイレ

#### 5. 障害別の対応例

図書館における障害者差別解消法に対する対応については, 日本国書館協会から運営方針から各種サービスなどについてのガイドライン<sup>13)</sup>とチェックリスト<sup>14)</sup>が公開されているので参考になる。

## 5.1 図書館へのアクセス

### (1) 肢体不自由者向け

図書館利用における最初の障壁は入口の段差である。そのため、玄関前の段差の部分に段差プレートをつけるのは比較的安価で、容易にできる(バリアフリー 図4)。もし、改修可能であれば、設計時点から手



図4 段差プレート



図5 スロープ

すり付きの緩やかなスロープを設置する(ユニバーサルデザイン 図5)。

## 5.2 カウンターでの対応

### (1) 肢体不自由者向け

窓口カウンターの高さに配慮する必要がある。車いす利用、または長時間立っていることが難しい学生・教職員のために、ローカウンターを新設したり既存のカウンター隣に机を並置すると良い。

### (2) 視覚障害者向け

視覚障害学生の足取りや振舞いを観察して、付添い者にではなく本人に声掛けする。特に弱視学生の場合は外見ではわからないことがある。入館利用証の記入などに際して、「内容をお読みしましょうか」「代筆しましょうか」「何かお困りですか」などと問いかけてみる。資料などが見えていない、どこに書いたら良いか迷っているように感じた場合は、記入する場所に指をあてたり、本人に意向を聞いたうえで代筆したりする。『サインガイド』(図6)を用意しておくと、必要な部分だけ見えるので、まっすぐ書いたり署名したりできる。商品もあるが、各図書館個別の書式にあわせて黒画面紙を切り抜いて作ることができる。

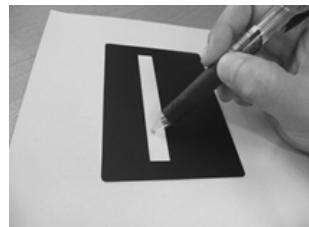


図6 サインガイド

なお、記入箇所は、はっきり枠取りし、文字は大きく見やすいフォントで作成しておくと、誰にでも見やすく、わかりやすい。

### (3) 聴覚障害者向け

聴覚障害者とのコミュニケーション方法には、手話、口話、筆談などがある。口話は、発話者は口をはつきり開けてゆっくり発声し、聞き手の聴覚障害者が声を聞きながら口の形を読みとる(読話)方法で、補聴器を活用してある程度聞き取れる聴覚障害者に有効な手段である。筆談は『筆談器』(図7)などに文章や図などを書いて意思伝達を行う方法である。正確さが求められるやりとりでは双方の誤解を防ぐために効果的である。



図7 筆談器

合は外す), 口を大きく開けてゆっくりはつきり話してみる。難聴学生の場合は外見ではわからないことがある。本人から「ゆっくり話してください」「筆談でお願いします」「手話通訳者と一緒に来ました」など、申し出ることがあった場合は、できるだけ沿うようにする。

手話は難しいと思われがちだが、たとえ片言の手話であっても、健聴者が手話を用いることは、より良い関係を作ることができるので、あいさつ程度の手話は覚えておきたい。

### 5.3 掲示物への配慮

#### (1) 視覚障害者向け

弱視の場合、文字や情報を拡大したり白黒反転にしたり、設置位置に配慮したりすることで見やすさを向上できる。筑波技術大学では、白黒反転カレンダーを使用し、掛け時計も隣接して目の高さに下げて設置している(図 8)。図書館内に掲示する新刊図書紹介、開館・休館連絡、イベント開催通知などの文字サイズはできるだけ大きくすると、単眼鏡などを使用せずに見やすい。さらに筑波技術大学では、フォントはユニバーサルデザインフォント(後述)を使用している(図 9)。



図 8 白黒カレンダーと掛け時計



図 9 大きな文字を使用した掲示物

図書館の掲示物には、できるだけ大きな文字サイズを用いることに加え、フォントはゴシック体を勧めたい。明朝体は、横線に対して縦線が太く、横線の右端、曲り角の右肩に三角形の山(ウロコ)がある。それに対してゴシック体は、縦と横の太さがほぼ同じウロコがほとんどないからである。有償だがフォントメーカーから販売されている『ユニバーサルデザイン書体』(図 11)を使うと、見やすく、似た文字種を識別しやすくなる。

また、カラー印刷物が見にくいこともある。医学用語では「色覚異常」(「色覚障害」「色覚特性」とも言われる)、色の区別が難しい障害である。日本人では男性の 20 人に 1 人(5%), 女性の 500 人に 1 人(0.2%)の割合といわれ、日本全体で約 300 万人にもなる。この数は、障害者の数(障害者手帳を有している)が 394 万人と比較すれば、決して少なくない人数である。「緑と濃い赤を隣接させない、色だけで情報を提示しない」など配慮すべき事項があり、掲示物への対応は重要である。詳しくは、情報サイト<sup>15)</sup>を参照されたい。

### 5.4 館内の移動や誘導

#### (1) 肢体不自由者向け

東 ⇔ 東

S↓3 ⇔ S↑3

図 10 ゴシック体(左)と  
ユニバーサルデザイン書体(イワタ)

館内では、車いす利用者に対して入り口だけでなく、廊下なども楽に移動できる幅が必要である。車いすが通れる幅として 90cm 必要で<sup>16)</sup>、書架の間隔はそれ以上確保したい。また、車いす利用時に手の届く最低と最高の高さは 20cm～155cm とされている。すべての蔵書をその高さに配架できないにしても、講義関連図書など利用頻度が高い書籍は、できるだけ取りやすい高さに配置すると良い。

### (2) 視覚障害者向け

視覚障害者の歩行支援(ガイドヘルプ)もすぐにできる支援方法である。「お手伝いしましょうか」と一声かけて読書コーナーまでの誘導を提案する。全盲の場合は白杖を持っていない側に立ち、当該学生に触れるようにしてひじを軽く差し出すと、本人から持ってくれる。支援者の背が低い場合などは、肩に手をかける。足取りを確認してゆっくり歩き、椅子に誘導して座ってもらう。その際、黙つて離れるのではなく声掛けする。くれぐれも視覚障害者の腕や衣服をひっぱったり、後ろから押したりしないようにして、普通に歩けばよい。障害物などがある場合は一度立ち止まり「机があるので、よけて歩きます」などと一声かけて、誘導すると安全である(図 11)。

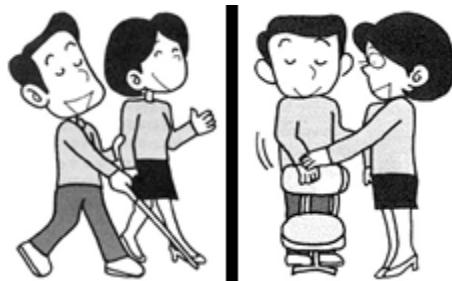


図 11 歩行の誘導と椅子の勧めかた

### (3) 聴覚障害者向け

聴覚障害者には、館内図などを示して館内のレイアウトなど理解してもらう。資料があれば、身振り、指さし、筆談などで「閲覧や貸出し前に読んでもらいたい」旨を伝え、理解してもらえたかを確認する。資料などは短く簡潔に書き、記号や図も付記するとわかりやすい。また、「呼ばれてもわからず、常に声掛けについて不安」と感じることが多いので、直接声掛けする旨も伝えておく。

## 5.5 館内の設備他

### (1) 視覚障害者向け

白杖を使用する視覚障害者が図書館内を安全に移動する際の対応として、点字ブロックの敷設が思いつくが、車いす利用者や杖を利用する学生・教職員には、点字ブロックの凹凸は逆に車輪を取られたり、杖が引っかかったりしてしまう危険性がある。それを改善する製品として『歩導くん』<sup>17)</sup>がある(図 12)。凹凸が少ないので白杖と車椅子の利用者双方にとって有用である。既存の床の必要な部分だけに置くだけで、カウンター前やトイレ入口など目印になる部分だけ敷設するのも良い。

大学で整備したいのは、『拡大読書器』である(図 13)。印刷物をカメラで撮った画像をディスプレイに見やすい拡大倍率で表示する機器で、白黒反転表示もできる。見え方の異なる弱視学生・教職員が自分に適した文字サイズに拡大して、本や論文などを読むことができる。使い方は簡単で誰でもすぐに使えるので、事前の改善措置としてあらかじめ購入しておいても良い。

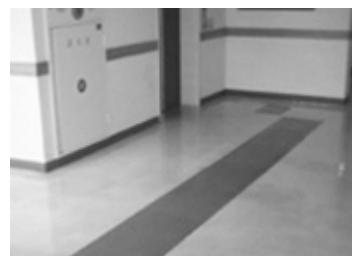


図 12 歩導くん

なお、弱視者向け機器として代表的な『ルーペ』や『単眼鏡』は、自分用のものを所有していることが多く、個別性が高い製品なので、図書館で必ずしも常備する必要はない。

全盲学生・教職員の多くは点字を利用している。点字を利用＝点訳ソフトウェアや点字プリンターが必須、と考えがちだが、点訳には一定の規則がありすぐに習得できるものではない。全盲学生・教職員が、盲学校や点字図書館とのつながりを持っている場合、そこに点訳依頼する方法は効率的である。なお、本人との話し合いで、入手した点字データを頻繁に印刷したい、という要望があつた際には、点字プリンターの購入を考える必要があるかもしれない。ただし、高額な物だけに機種選定には時間をかけたい。

大学で整備したいのは、テキストファイルを提供したり、点訳を依頼したりできる『支援体制』である。全盲学生・教職員はほぼ全員が、パソコンで情報を読み書きするために、テキストファイルを合成音声で読み上げる『スクリーンリーダー』を使用している。そこで図書館などで掲示したり配布したりする印刷物は、元となるWordなどの電子データを、すぐに提供できるようにしておくと良い。図書館来館時にUSBメモリで提供したり、メールで送信したりすれば晴眼者と時間遅れなく情報共有ができる。最近は、PDF形式のデータが多用されるが、スクリーンリーダーで正確に読み上げられるWordデータで提供することが望ましい。

他に視覚障害者や本をめぐることが難しい肢体不自由者などのために『対面朗読』がある(図14)。単に静穏な場所で本を読むだけのように感じるが、専門書をよどみなく正確に朗読することは意外に難しい。地域の朗読ボランティアに依頼したり、図書の学問分野を知る上級生に依頼したりすることも検討されたい。

視覚障害者向けの図書として、点字本やDAISY(デイジー)図書がある。依頼があった時に、すぐに取寄せられるよう、地元の点字図書館と連携しておくと良い。ちなみに視覚障害者限定だが全国の点訳書やDAISY図書入手できる“サピエ”<sup>18)</sup>、視覚障害者向け図書サービスを行っている“国立国会図書館”<sup>19)</sup>などの情報は知っておくと良い。また、“青空文庫”<sup>20)</sup>からは、誰でも文芸作品のテキストデータをダウンロードすることができる。

## 6. 最後に

大学附属図書館の司書やスタッフの皆さんには、これまで蔵書、文献および各種情報を、利用者に使いやすく整備することに努めてきたと思う。障害者差別解消法は、その取り組み姿勢を変えるものではない。しかし、同法の施行をきっかけに、障害者への個別対応も求められている。本稿で紹介したように、特別なスキルがなくても、また予算をかけなくとも、できることはいろいろある。『できることからすぐに始める』ことが大事である。障害学生・教職員の声をよく聞いて、より快適な図書館を構築していただきたい。



図13 拡大読書器



図14 対面朗読

## 参考文献

- 1) 内閣府, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律, 2013,  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law\\_h25-65.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html)
- 2) 内閣府, 障害者白書(平成30年版), 勝美印刷, 2018, (ISBN 4-906-95585-5)
- 3) 日本学生支援機構, 平成30年度(2018年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果, 2019-03-29,  
[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/chosa\\_kenkyu/chosa/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html)
- 4) 外務省, 障害者の権利に関する条約, 2016-10-04,  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)
- 5) 内閣府, 障害者基本法, 2013-06-26,  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>
- 6) 内閣府, 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針, 2015-02-24,  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>
- 7) 文化庁, 著作権法改正等について, 2009,  
[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21\\_hokaisei/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/)
- 8) 常世田良, 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」の成立過程とその意味するもの, 大学図書館研究, 2018, 108,  
<https://doi.org/10.20722/jcul.1711>
- 9) 川島聰, 飯野由里子, 西倉実季, 星加良司, 合理的配慮, 有斐閣, 2016, (ISBN 4-641-17422-1)
- 10) 日本国書館協会障害者サービス委員会, 図書館利用に障害のある人々へのサービス 上巻・下巻, 日本国書館協会, 2018, (ISBN 4-820-41802-3), (ISBN 4-820-41803-0)
- 11) 野口武悟, 植村八潮, 図書館のアクセシビリティ:「合理的配慮」の提供へ向けて, 樹村房, 2016, 219p, (ISBN 4-88367-262-2)
- 12) 佐藤聖一, 1からわかる図書館の障害者サービス:誰もが使える図書館を目指して, 学文社, 2016, 176p, (ISBN 4-7620-2521-1)
- 13) 日本国書館協会, 図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン, 2016-03-18, [http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai\\_guideline.html](http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/sabekai_guideline.html)
- 14) 日本国書館協会, JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト, 2016-11-24, <http://www.jla.or.jp/portals/0/html/lsh/checklist.html>
- 15) NPO法人 カラーユニバーサルデザイン機構, <http://www.cudo.jp/>
- 16) 国際図書館連盟ディスアドバンティジド・パーソンズ図書館分科会作業部会, IFLA 病院患者図書館ガイドライン 2000, 日本国書館協会, 2001, 82p, (ISBN 4-8204-0118-6)
- 17) 歩導くん, トーワ株式会社, <http://www.hodohkun.jp/index.html>
- 18) サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク), <https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>
- 19) 国立国会図書館(障害者サービス), <http://ndl.go.jp/jp/service/support/index.html>
- 20) 青空文庫, <http://www.aozora.gr.jp/>